

特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する審査基準

香川県教育委員会

制定年月日 平成30年10月1日

改正年月日 令和3年5月19日

改正年月日 令和6年10月15日

特別免許状の授与に係る教育職員検定においては、次の2点について確認を行う。

1 授与候補者の教員としての資質の確認

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能（教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の2点のいずれかに該当することを確認する。）

- ① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」（令和6年5月8日文部科学省総合教育政策局教育人材政策課、以下「指針」とする。）第3章の第1節第1項①イ～ハに掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上あること。
- ② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

但し、指針第3章の第1節第1項（例）に掲げる事項に係る状況等により優れた知識経験等を有することが確認できる場合、上記①又は②の基準のみによることなく、(1)の事項について有するものとして扱うことができる。

(2) 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見（次の①及び②の方法により確認する。）

- ① 授与候補者が提出した人物に関する証明書1通以上（勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績（臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。）や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職等による証明書を含むことが望ましい。）の内容評価
- ② 本人の申請（志願）理由書

2 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

「特別免許状の授与に係る意見聴取実施要領」に定める学識経験者による意見聴取会において面接を実施し、授与候補者の教員としての資質について確認する。

但し、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他香川県教育委員会が適切と認める場合には、書面による確認に替えることができる。